

2015年11月13日

第15回AAF戯曲賞の募集要項の改定について(お詫びとお知らせ)

愛知県芸術劇場  
館長 丹羽 康雄

愛知県芸術劇場(公益財団法人愛知県文化振興事業団)では、第15回(2015年度)より、AAF戯曲賞の募集要項を大幅に改定し、募集・一次審査を進めてまいりました。しかし、新しい募集要項の受賞作の著作権に関する規定に関して、作者の権利を著しく奪うものであるとのご指摘をいただきました。応募いただいた皆さま、応募を見送った皆さま、また関係の皆さますべてに深くお詫びするとともに、ここに募集要項を遡って改定いたします。

第15回AAF戯曲賞の募集要項(注意事項)の著作権に関する要項に関して次のとおり改定します。

1 応募票裏面『注意事項 受賞作品について』

改定前	改定後
受賞作の著作権(著作権法第27条及び第28条※に規定する権利を含む)は愛知県文化振興事業団に移転します。 ※翻訳権・翻案権等、及び二次的著作物の利用に関する権利	受賞作品の著作権は、原著者(作者)に帰属します。 ただし、大賞受賞作品について、公益財団法人愛知県文化振興事業団(以下、「事業団」という。)が戯曲賞受賞記念公演(以下、「記念公演」という。)を行う場合に限り、次の目的・態様で使用することを許諾していただきます。 ① 事業団が主催する記念公演での上演 ② 事業団が主催する記念公演に関連するワークショップ等でのテキストの使用 ③ 事業団が戯曲賞を広報するための印刷物やホームページ等での利用 上記の事項以外に新たな事項が生じた場合は別途協議するものとします。 なお、対価については、上記①～③の使用に限り無償とし、それ以外は別途協議するものとします。

お問合せ：愛知県芸術劇場(公益財団法人愛知県文化振興事業団)

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2 電話 052-971-5648 担当 山本麦子